

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第3号の規定により免職するので、職員の分限に関する条例（昭和28年条例第33号）第4条第3項の規定に基づき公告する。

令和2年12月25日

静岡県教育委員会

## 1 職員

静岡県立島田高等学校 会計年度任用職員 矢部 清文

## 2 審査請求

この処分に不服がある場合は、令和3年1月9日（処分のあったことを知った日が令和3年1月9日より早い場合にあつては、当該処分のあったことを知った日）の翌日から起算して3か月以内に、静岡県人事委員会に対してすることができます。

## 3 処分の取消しの訴え

上記2の審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県教育委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。